

「第6次水質総量規制に係る総量削減計画（案）
及び総量規制基準（案）」に対する意見募集結果
について

○ 意見募集期間

平成19年2月7日から平成19年2月28日まで

○ 意見提出件数

3件

「第6次水質総量規制に係る総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）」に対する
意見と都の見解

意見概要	見解
① 「整理番号 209 下水道業」の基準値（C値）について	
<p>＜意見＞</p> <p>窒素含有量及びりん含有量について、第5次の総量規制基準値にできる限り近い基準値の方が望ましい。</p> <p>＜理由＞</p> <p>当事業場は窒素・リンを適切に除去する設備ではなく、現有施設を適切に運用しても規制基準の遵守が難しい状況が発生することは明らかである。その場合は薬剤の使用により対処するしかないので、現在の基準値に近いほうが望ましい。</p>	<p>下水道業に係る Cn 値、Cp 値については、過去の実測データを集計・解析し、対応可能と考えられた数値を設定しています。</p> <p>当事業場においても、施設の維持管理を徹底することにより、今回設定した Cn 値、Cp 値への対応は十分可能と考えられます。</p>
② 「整理番号 223 し尿処理業」の基準値（C値）について	
<p>＜意見＞</p> <p>窒素含有量について、基準値の見直しがあり、遵守が難しい。</p> <p>＜理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設はBOD及びSSの処理を主目的としており、窒素除去には対応していない。 ・ 設計当初はし尿の処理を目的として設置され、浄化槽汚泥の処理には対応していないにも関わらず、現在浄化槽汚泥の混入比率が 80 %となっている。 ・ 負荷変動、気温変化並びに機器故障が起こると、窒素除去が非常に困難である。 ・ 施設の老朽化が著しいが、財政状況が厳しいため、補修・建替えも非常に難しい。 	<p>し尿処理業に係る Cn 値については、過去の実測データを集計・解析し、対応可能と考えられた数値を設定しています。</p> <p>当事業場においても、施設の維持管理を徹底することにより、今回設定した Cn 値への対応は十分可能と考えられます。</p>
③ 窒素含有量及びりん含有量の自動測定について	
<p>＜意見＞</p> <p>T-N、T-P の自動測定を止めたい。</p> <p>＜理由＞</p> <p>排水量が多いため連続測定が義務づけられているが、測定値が総量規制基準値に対して非常に小さく、連続測定の必要性に疑問がある。</p>	<p>御意見は、今回の意見募集の対象となっているものではありませんが、今後の施策の検討に際して参考にさせていただきます。</p>